

# 青森県報

第四千百号

平成二十八年  
一月二十二日  
(金曜日)

## 目次

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 保 険 課 社）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（ 同 ）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	一
特定行為業務の登録	（ 同 ）	二
道路の区域の変更	（ 道 路 課 ）	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の完了	（ 同 ）	三
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	（ 総 務 学 事 課 ）	三
建設業者の許可の取消し	（ 東 青 地 域 民 局 ）	三
右 同	（ 上 北 地 域 民 局 ）	三
教育委員会		
県文化財の指定の解除	（ 文 化 課 財 ）	四

## 告 示

青森県告示第四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービス の種	居宅サービス 事業を行う 所	指 定 年 月 日
株式会社し ずく	岩手県盛岡市小 杉山一五の三		訪問看護	しるがね訪 問看護ステ ーション	平成 二六・二一
				八戸市大字白銀 五丁目堀ノ内六の	

青森県告示第四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所 所在地	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社しずく	岩手県盛岡市小 杉山一五の三		しるがね居宅介 護支援事業所	平成 二六・二一
			八戸市大字白銀 五丁目堀ノ内六の	

青森県告示第四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次



青森県告示第五十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成二十八年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の日の完了日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二まで	改築（道路改良）	平成 二七・三・二六

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十七年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大坂工務店
- 二 氏名 大坂 浩美
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字馬屋尻字小金沢一二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一〇〇五八〇号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 吉田建築
- 二 氏名 吉田 文男
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市前平一丁目一〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇四九四号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十二月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、次の表に掲げる県重宝の指定を解除する。

平成二十八年一月二十二日

青森県教育委員会

種別	名 称	員数	所 在 地	所 有 者	指定年月日並びに 指定告示年月 日及び告示番号
県重宝	亀ヶ岡式皿形 彩色土器	一個	東京都八王子市 八日町二の 一〇二ス八王子一	常澤 直心	昭和三十一年五月 昭和三十二年六月 昭和三十九年六月 青森県教育委員会告示 第十八号
県重宝	亀ヶ岡式土器	二 括点	東京都八王子市 八日町二の 一〇二ス八王子一	常澤 直心	昭和四十六年六月 昭和三十九年六月 青森県教育委員会告示 第七号
県重宝	亀ヶ岡式香炉 形土器	一点	東京都八王子市 八日町二の 一〇二ス八王子一	常澤 直心	昭和五十八年四月 昭和五十八年四月 青森県教育委員会告示 第三号

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭